

平成28年度エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金

(省エネルギー型建設機械導入補助事業)

業務実施細則

最終改訂平成28年7月13日

制定平成28年5月10日

一般財団法人製造科学技術センター

(趣旨)

第1条 一般財団法人製造科学技術センター（以下「センター」という。）が、平成28年度に行うエネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（省エネルギー型建設機械導入補助事業）（以下「補助金」という。）を交付する業務は、エネルギー使用合理化設備導入促進等対策費補助金（省エネルギー型建設機械導入補助事業）交付規程（以下「交付規程」という。）に定めるもののほか、この業務実施細則による。

(用語)

第2条 この業務実施細則（以下「実施細則」という。）で使用する用語は、特に定めのない限り交付規程の例による。

(補助対象車両)

第3条 センターは、交付規程第4条第3項に基づく製造事業者から補助対象車両への認定の申請があった場合には、交付規程第3条各号に掲げる基準に合致すること及び一定の型式として量産されていることを確認し、第11条に規定する審査委員会の審議を経て、その型式を補助対象車両として承認する。

2 平成28年度の補助対象車両として承認した型式については、製造事業者名とともに別表1に登録する。

(補助対象経費及び補助金交付額の計算方法)

第4条 補助対象経費は、製造事業者及び型式ごとのベース車両価格を別表2に基づき審査を行い、補助対象車両とベース車両のランニングコスト（燃費）差を上乗せして基準価格を算出し、交付規程第4条第4項による交付規程別表4に規定する補助対象経費の額との差を補助対象経費とする。

2 前項の補助対象経費に係る補助対象車両は、一定の仕様に基づき量産される省エネルギー型建設機械であって、その製造事業者の申請により、あらかじめセンターが承認したものに限る。

3 交付規程別表4における「前年度の当該機種の実売価格を基礎としてセンターが別に定める額」及び「センターが別に定める区分価格」は、製造事業者から提出される前年度

の実売価格に関する資料を踏まえ、第11条に規定する委員会の審議を経て設定するものとする。

- 4 補助金交付額は、補助対象経費に補助率を乗じた額から端数を切り捨てた額として計算する。この場合において端数とは1万円未満の額をいう。

(補助金の交付申請)

第5条 交付規程第5条第1項に規定するセンターが指定する日は、平成29年3月16日(木)とする。

- 2 交付規程別表5の省エネルギー型建設機械導入費に係る申請要件①に規定するセンターが別に定める期間は、平成28年4月1日(金)から平成29年3月16日(木)までの期間内とする。

- 3 交付規程別表5の省エネルギー型建設機械導入費に係る申請要件⑤及び⑥に規定する、主として建設機械を販売する業を営む者とは、建設機械を販売する業を営む者であって、次の各号のいずれかの場合にも該当しないものをいう。ただし、新たに建設機械を販売する業を営む者である場合については、以下の各号の要件に準じてセンターが個別に判断する。

- 一 直近の会計年度における総売上に占める建設機械販売(新車両販売に係るもの)に係る売上の比率が15%以下である場合
- 二 直近の会計年度における年間の新車両販売台数が20台以下である場合
- 三 前各号に相当する者としてセンターが特に認める場合
- 4 交付規程別表6に掲げる申請に必要な添付書類のうちセンターが定めるものは、別表3のとおりとする。

(利益等排除の方法)

第6条 交付規程第5条第2項第六号に規定する利益等排除の方法は別表4に定める。

(計画変更の承認等)

第7条 センターは、交付規程第11条の計画変更の承認その他の理由により、当初の申請に係る補助対象経費が増減する場合、原則として減額のみを認め、増額は認めないものとする。

- 2 センターは、交付規程第11条の計画変更の内容が、軽微な変更であると認められる場合は、計画変更の承認申請によらず、届出とすることができる。

(取得財産の管理等)

第8条 交付規程第15条第3項に規定する省エネルギー型建設機械導入促進事業管理規程を別表5に定める。

(財産処分の制限等)

第9条 交付規程第16条第2項の取得財産等の処分を制限する期間は4年間とする。

2 交付規程第16条第4項に基づきセンターが補助金の返納を求めるときは、当該返納額は、減価償却資産における償却方法における償却年数6年及び定率法を準用することとし、補助金交付額等を勘案して算出される額とする。ただし、その取得財産等の処分が本人の責めに帰さないやむを得ない事由によるものとして次の各号に該当するときは、センターは補助金の返納を求めないものとする。

- 一 天災等により補助対象車両が操作不能となり廃棄処分した場合
- 二 過失の無い事故により操作不能となり廃棄処分した場合
- 三 その他センターが特に認める場合

(予算が不足する場合の措置等)

第10条 センターは、交付規程第20条第1項の期間（以下「最終受付期間」という。）を定めるときは、最終受付期間の開始日より十分前にこれを決定し、速やかにセンターのホームページ上で公表等を行うものとする。ただし、事業期間の残日数等を考慮してやむを得ない場合は、この限りではない。

2 センターが最終受付期間を公表したとき、公表の日付以前に売買契約を締結し最終受付期間中に車両導入する予定の者は申請の際、その旨を表明するものとする。

3 最終受付期間にあった申請に係る補助金額が全額認められた場合の総額が予算額を超過した場合には、前項の表明をした者については補助金を優先的に配分し、他の申請者についてはそれぞれの補助金額が全額認められた場合の額に応じて予算残額を按分するものとする。

(審査委員会)

第11条 センターは、有識者等による審査委員会を組織し、交付規程の制定及び変更、実施細則の制定及び変更（軽微なものを除く。）、補助金上限額の決定その他の補助金の交付をする業務に係る重要な決定をするときは、当該審査委員会の審議を経なければならない。

(様式)

第12条 交付規程によりセンターが定める様式は、様式1から様式12までのとおりとする。

(附則)

1. この業務実施細則の制定及び変更は、省エネルギー型建設機械導入促進補助事業審査委

員会の審議を経て決定する。ただし、第5条第4項に規定する添付書類の様式の変更等の軽微な変更についてはセンターが実施することができる。その場合においてセンターは次回の委員会で報告をしなければならない。

2. この実施細則は、交付規程の適用日（平成28年5月10日）から適用する。
3. この実施細則は、平成28年7月13日から適用する。